

# 大衡村長不信任案可決

3月定例会



村長不信任案の採決

議員11名による  
不信任決議案

発議第2号  
平成27年3月16日  
大衡村議会議長 萩原 達 殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木 隆一、小川 洋一、齋藤 泰一、佐藤 孝一、高橋 尚之、山崎 隆一、山路 澄雄

賛成者 同 上  
賛成者 同 上

大衡村長の不信任決議案(同上)

上記の案を、別紙の通り会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

**3月17日議会解散**

議会は、3月定例会を下記の日程で実施する予定でしたが、3月17日に村長から議会解散の通知が提出されたため、即日解散となりました。

その後、4月8日に村長が辞職したことにより、4月26日に村長・村議選挙が実施されることになりました。

## 定例会日程表(予定)

月 日	会議名	審議内容
3月10日(火)	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>開 会</li> <li>委員会等報告</li> <li>村長施政方針説明</li> <li>一般質問</li> </ul>
3月11日(水)	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>諮問(1件)</li> <li>専決処分の承認</li> <li>条例制定(4件)</li> <li>条例改正(9件)</li> <li>条例廃止(3件)</li> <li>財産の無償譲渡</li> <li>平成26年度各種会計補正予算</li> <li>平成27年度各種会計予算説明</li> </ul>
3月12日(木)	休 会	
3月13日(金)	予算審査特別委員会	
3月16日(月)		
3月17日(火)		<b>※議会解散</b>
3月18日(水)	休 会	
3月19日(木)	予算審査特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括質疑、委員会採決</li> </ul>
	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算審査特別委員長報告、採決</li> <li>閉 会</li> </ul>

**反対**

遠藤 昌一 議員

村長不信任案が提出されたが、只今は平成27年度予算の審査中である。村長不信任によって平成27年度事業は相当が執行されなくなり種々支障を来たすこととなる。よって平成27年度予算審査終了まで待てないかとの思いであり村長不信任案には反対する。

**賛成**

山路 澄雄 議員

村長は、この問題がマスクミ等で報道されてから、明確な説明もせず残念である。賛成議員全員が今後の村政発展の基礎となるため村長不信任案を提出したものである。平成27年度予算については、議員一致協力して会期中に予算成立にむけ努力したので、議員諸兄の賛同を願うものである。

賛成12・反対1・(棄権1)

**不信任案可決**

※特別多数議決のため、議長も表決権を有する

**不信任決議の提案**

提案理由

大衡村議会は3月16日、村職員からハラスメント提訴された件に係るマスコミ等の内容について、議会全員協議会を開催し、村長の説明を求めた。しかしながら、議会・村民を納得させる回答は得られなかった。議員の討議の結果、本議会において村長の不信任案を提案した。

**※不信任決議とは**

地方自治法第178条に基づき、議会が首長を信任しない旨を議決すること。在任する議員総数の3分の2以上が出席している本会議で、出席議員の4分の3以上が賛成すると成立する。この不信任決議を受けた首長は、10日以内に議会を解散しない限り、自動的に失職する。

**あらまし**

平成27年第1回定例会は、3月10日から19日までの10日間の予定で開催されました。村長から提出された条例改正、補正予算等の25件の議案と、議員が提出した委員会条例の改正と村長不信任の決議の2件の議案が可決されました。

平成27年度当初予算8件については、採決を行う前に議会が解散したため、成立しませんでした。一般質問は7人の議員が行いました。質問順に5ページから12ページまで掲載しています。



佐々木金彌 議員  
(一括質問)

大衡村をどう変えていくか……

# 村の開発について 塩浪住宅の開発を優先

- 議員**
- ① 役場周辺の住宅開発や国道沿線の開発をどう考えているのか。
  - ② クリエイトパークに温浴施設等を作る考えはあるか。
  - ③ 農地にメガソーラー設置は可能か。
- 村長**
- ① 塩浪地区の住宅開発と中心市街地整備を優先的に進めていく。また、国道4号沿線の開発は沿道サービス施設や市街化編入等を検討していく必要がある。
  - ② 温浴施設は国の補助制度等を検討していきたい。



太陽光発電設備

③ 太陽光発電を農地に設置する場合は転用許可が必要であり、面積により国・県と協議し許可が必要となる。



万葉の里

- 議員**
- ① 介護保険法が改正となる要点は何か。
  - ② 大衡の特別養護老人ホームの入所者や待機者の現状は。
  - ③ 在宅介護に対する施策は何か。
  - ④ 国は高齢者の医療費負担を増加する方向と聞くが、大衡村は税収入の増加を考慮して負担を軽減することができないか。

## 高齢者介護について 施設入所者も増加している

- 議員**
- ① 介護保険法改正で特別養護老人ホームの入所基準が支援度3以上となる。住民税非課税の低所得者でも預貯金が単身で一千万以上あると普通の負担金額となる。
  - ② 大衡村には2施設があり、入所者は徐々に増加している。待機者は七峰荘で百七十六名、村内者が十七名、万葉の里が九十四名、村内者が十七名。
  - ③ 在宅介護に関しては各種サービスを積極的に進めていく。
  - ④ 高齢者の医療費は年々増加しており、応分の負担を願っており、村独自に負担軽減が可能か国の趣旨と今後の推移を見ていきたい。
- 村長**
- ① 介護保険法改正で特別養護老人ホームの入所基準が支援度3以上となる。住民税非課税の低所得者でも預貯金が単身で一千万以上あると普通の負担金額となる。

## ○ 主な条例の制定

- 大衡村長の給料の月額の特例に関する条例  
村長の3ヶ月間の給料の20%をカットする条例  
(平成27年4月1日時点での村長にのみ適用)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
地方教育行政の改革に伴い、教育長の身分や報酬等、関係する条例を整理するもの
- 大衡村老人福祉センター条例の一部を改正する条例  
施設の名称を「老人福祉センター」から「福祉センター」に変更する条例

## ○ 財産の無償譲渡

### 大衡村デイサービスセンター

- 無償譲渡する財産  
名称：大衡村デイサービスセンター  
所在地：大衡村大瓜字長町77番地3  
規模：鉄筋コンクリート造 平屋建390.50㎡
- 無償譲渡の相手方  
社会福祉法人永楽会



譲渡されるデイサービスセンター

## ○ 教育委員会制度改革

- 1、教育委員長と教育長を一体化した新「教育長」の設置
  - 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
  - 首長が直接教育長を選任することで、任命責任が明確化
- 2、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
  - 教育委員の1/3以上からの会議の招集請求が可能に
  - 教育長に委任した事務の管理・執行状況の報告義務規定
  - 原則として会議の議事録を作成・公表する
- 3、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
  - 首長が招集、会議は原則公開
  - 構成員は首長、教育委員会、必要なら意見聴取者も要請
  - 首長が公の場で、教育政策について議論可能に
  - 首長と教育委員会で教育政策の方向性を共有化できる
- 4、教育に関する大綱を首長が策定
  - 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針
  - 総合教育会議で協議を尽くしたうえで、首長が策定
  - 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

大衡村の新「教育長」制度移行は10月1日から



高橋 浩之 議員  
(一問一答)

万葉の森にも被害が目立って来ており、早くしないと手遅れになってしまうよ

# 松食い虫の被害が急速に拡大している 対策は行っている

議員

小学校敷地内の松くい虫被害は甚大であり、完全に枯れている木が、数多く見受けられる。危険防止のため早急な対処を求める。

大衡村の村木は赤松であるが、その紹介写真に使用されているのは、中学校の常盤の松である。

万葉の森には天皇陛下がお手植えされた松をはじめとする6鉢の松林や、大衡村と三本木の境の松並木もある。この大衡村のシンボルとも言える赤松の保護をどう考えるか。

村長

小学校敷地内及び学びの森公園内の松くい虫の被害は、平成26年の小学校改修工事に合わせて一部伐採処分を行っており、それ以外の被害木は平成27年度に宮城県市町村振興総合補助金を活用して132本の伐採駆除を行う予定である。

村のシンボルである「常盤の松」については、毎年活根肥料及び植物活力素の樹幹注入により樹勢回復を図ると共に、中学校周辺の松を含めた殺虫剤散布を行っている。

議員

幹線道路や歩道に影響を与える枯れ木の撤去についてであるが、村内には枯れてしまった松の木が目につく。それが周辺に何も無い所だと、あまり気に留められないが、道路や歩道沿いであると、倒伏や枝折れによる車両や歩行者への被害が心配される。

村有地であれば村当局もすぐに対応できるが、個人の所有地や企業の敷地内であれば、その対応も難しいと思われ。しかし被害が発生する前に処置すべきではないか。

村長

交通に支障が生じると予想される箇所については、地権者の了解を得て枝打ちや伐採を行っている。

また道路の安全確保のため、現状の調査を予定している。



村木常盤の松（大衡中学校）



赤間しづ江 議員  
(一問一答)

職員がいきいきと仕事に励む姿で、そのまちの住民サービス満足度が分かると言われます。職場環境は大事！

# 職員のハラスメント対策は機能しているか ハラスメントは起きていない

議員

村の発展を支え、住民福祉を担う職員が心身ともに健康で、雰囲気の良い職場環境の確保は不可欠である。

しかし、定年前の退職者が続出し、心を病んで休む職員が出てくること、慢性的な残業や昇進を望まない職員がいるなど、公務の現場が深刻な状況になっているのではないかと懸念される。

平成26年3月に大衡村職員ハラスメント（セクハラ、パワハラ）防止要綱を定めているが、状況把握をどのように行っているのか。また、防止対応をどう行ってきたか。

副村長

公務を担う職員が、お互いの人格を尊重しあい、大切なパートナーであることを深く認識することにより、職員間のハラスメントは未然に防げるものと考えている。

上司の厳しい注意や指導、指示がハラスメントとなるケースもあるが、業務の範囲内であればハラスメントに該当しないと認識している。

役場内におけるハラスメントに係る事案は現在まで確認されていない。これからも職員に対して防止要綱の趣旨を徹底していく考えである。

議員

最高責任者である村長は、職員のハラスメントについて、状況を把握する義務がある。実例はないとのことだが、それに違いないのか。

副村長  
事案は発生していない。

議員

村長自身は、ハラスメントを絶対してないと誓えるか。

村長  
当然じゃないでしょうか。



## ※ ハラスメント

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。



山路 澄雄 議員  
(一問一答)

村民の「声なき声」を届けるため発言し行動していきます

## 村長の指示命令による 隠ぺい事件の責任は 謝罪と報告済みである

**議員** 昨年の12月24日、議会全員協議会において跡部村長は、横領事件に係る「犯人隠避」による告発の不起訴処分決定を受け、平成23年10月の時点で元職員による4百万円を超える横領を知っていた。そのあと担当職員に指示・命令し『97万円の事務処理の怠慢による不始末として処分した』と述べた。

**村長** 大変申し訳なく、議会並びに村民の皆様にお詫いとお詫いする。12月議会終了後であったので全員協議会の席上、報告と謝罪を行った。

**議員** 村長は、職員に指示・命令し「97万円の単純な置き忘れ」としたが、その金額とした根拠は何であったのか。誰がそのような報告書を作成したのか、村長の関与について聞くものである。

**議員** 5千7百人の村民に多大なる迷惑をかけた村長は、一旦職を退いて、出直す覚悟はないのかを問う。

**村長** 監査委員には謝罪と報告を既に行っている。法的には不起訴ということと決着はついたということである。

**村長** 報酬の減額条例を提案した。

**議員**

4月から地域型保育給付と施設型給付(認定こども園)とのこども・子育て支援新制度が施行される。地域型保育は市町村が新たに基準を設け認可し財政は国が支援する。塩浪地区宅地造成事業が行われ分譲予定であり、定住される方は若者、子育て世代と考える。一時的な子供の増加が予想される。

**副村長**

現在待機児童はなく、認定こども園であるおおひら万葉こども園の受け入れで対応できている。塩浪地区分譲の状況をみて、今後地域型保育を進めるかを考える。

**議員**

今後、3歳児未満の保育の需要が増えると思われる。小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育も考え、起業者への設備投資の支援、補助金など考える必要があると思う。

**村長**

国の制度を利用し、動向を見ながら今後考える。

## 今後予想される 待機児童は 状況を見て考える



小川ひろみ 議員  
(一括質問)

住みたい  
住んで良かったと思える  
大衡村に

## 桜の植樹を

### 桜の名所を絶やさぬよう検討

**議員**

第5次総合計画、実施計画に中央公園桜植樹事業がある。27年度には村民体育館東側、28年度は中学校グラウンドの南側である。

**副村長**

現存の桜の維持管理に努め、専門家の指導を仰ぎながら植樹を検討する。

**村長**

子ども達による植樹も考えていく。

公園植樹事業の目的は桜を後世に伝承するということである。

大衡城、牛野ダム、五反田周辺の植樹も必要ではないか。



大衡村中央公園



細川 幸郎 議員  
(一問一答)

美しい田園風景の保全や地元農産物による活性化を皆で考えていきましょう

### 農業振興策を提言し 村長の考えを問う

#### 「農業を考える会」を継続し 方向性を見いだしていく

**議員**  
圃場条件改善のための小規模基盤整備事業を、補助率や上限額の見直しを行い、農家がより取り入れやすく推進してはどうか。

**村長**  
現在は補助率2分の1、限度額10アール当たり20万円の助成となっている。この事業は、農家から大変好評をいただいております。財源を見いだしながら補助率などを検討していきたい。

**議員**  
今後、農業従事者の高齢化や後継者不足対策が必要であり、受け手側の担い手を確保しなければならぬ。

現在、村では受委託推進事業を実施しているが、契約初年度のみ一度限りの補助金交付である。そこで、利用権設定をした農地の受託者に対し、契約期間内毎年の継続的な奨励金制度を創設して、地代支払いの負担を軽減してはどうか。

**村長**  
受託者の所得補てん的な意味合いを持つことなので十分な検討が必要と思うが、年々受け手が少なくなってきたのも事実であり、中間管理機構の事業を見据えながら考えたい。

**議員**  
村内で生産された大豆を利用した味噌などの加工品を村の特産品にしてはどうか。  
**村長**  
集落営農法人や生産組合が主体となって6次産業化団体を立ち上げてもらい、村が加工場の場所の提供や設備導入の支援を考えてはどうか。



大豆播種作業

**村長**  
生産者の取組みの話を聞いた上で、国や県の支援を活用し、農業を考える会等と情報交換をしながら、積極的に支援していく。



佐々木春樹 議員  
(一問一答)

行政区再編を  
慎重に検討すべき

### 分館建設の状況は ときわ台に今年度建設

**議員**  
ときわ台団地の分館（集会所）建設事業の状況と特徴的なことはないか。  
また、新たに開発される塩浪地区の団地にも分館建設を計画するのか。  
各地区分館にソーラーパネルを設置する考えはないか。

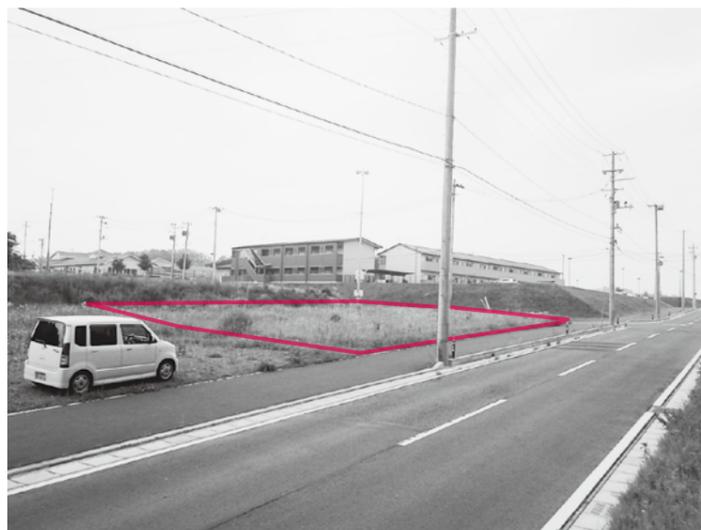
**村長**  
ときわ台団地への分館建設は、当初の想定よりも大分早く区画が完成となり、予定を繰り上げ平成26年度で実施設計を完了、平成27年度で分館の建設を行う考えである。

**議員**  
分館建設に当たっては、他地区と同様に建設委員会を立ち上げ、要望を聞きながら設計し最終段階に入っている。  
新しい団地の入居者の方々にも、今回建設するときわ台の分館を利用していたらどうか。

**村長**  
分館建設については、すでに区長会で話題になったが、村での設置では無く、各地区で設置し、それに村で補助金を出す考えである。

**議員**  
新しい塩浪地区の団地は、ときわ台の分館を共用するので、塩浪地区独自の分館建設は無いとのことだが、衝中北地区についてはどうか。

**村長**  
ときわ台では、団地の方々一丸となって分館が必要だという声が上がっている。  
衝中北の場合とは違っている。  
地区の盛り上がりによる大きな意味合いがあると思っている。



分館建設予定地

最近特に感じること



衡中東地区

松川 利 守さん

私がこの大衡村に生を受け、早いもので四十四年の月日が流れようとしております。現在は地元で建設業を営みながら、PTAや大衡村スポーツ少年団等に携わるようになり、本当に自分は地域の方々にここまで育てて頂いたんだと、学校行事や地域の活動を通じ、そしてスポーツ少年団活動をやればやるほど痛感させられるばかりです。

これからの子ども達へ自分の出来る範囲ではありますが、私がお世話になった恩を返していければと最近特に思っています。立場上子ども達の健康状態について色々な話を耳にする機会が多く、なんとか出来ないものかと考えることがあります。

大衡村の教育関連の会議はとも有意義で子ども達の為に、行政が懸命に取り組んでいる事へ協力が出来るように、私も微力ではありますが頑張ってます。と思います。

迷った際には議員の皆様にご相談に参ることもあるかと思いますが、ご助言いただければ幸いです。

議会も新体制となり何かとご多忙とは存じますが、お体に気を付けて議会運営をよろしくお願いします。

人権擁護委員推薦



千葉 良紀氏



熊谷喜久雄氏

人権擁護委員の候補者について議会の意見を求められ採決の結果、適任と認めました

任期：平成27年7月1日～平成30年6月30日

委員会からの報告

この「おおひら議会だより」の内容にもある通り、3月定例会において、平成27年度当初予算は成立しませんでした。

そのため、2日間にわたって実施した予算審査特別委員会については、掲載を省略しております。

また2月に実施した常任委員会についても、その調査内容が、今回成立しなかった予算についての説明であったため、割愛させていただきます。



三月定例会開会中に起きた村長不信任案決議、そして議会解散劇。村政史上、最大の汚点を残してしまつた大衡村。選挙後の初議会において議会構成も決まり新たにスタートしました。

住民代表としての議会の責務を再認識しながら、地域住民のために何が大切かを、今後常に考えながら議会活動を進めていきます。

最後に、議会解散によって編集作業が行えず、三月定例会について住民の皆様へのご報告が遅れてしまったことに、お詫び申し上げます。

(齋藤一郎)

大衡村議会

広報編集特別委員会

- 委員長 小川 宗寿
- 副委員長 齋藤 一郎
- 委員 石川 敏
- 委員 早坂 豊弘
- 委員 佐々木金彌
- 委員 小川ひろみ